

鳥羽市水道事業ビジョン 2021（案）への意見の募集について

【パブリックコメント実施要項】

本市の水道は、大正 13 年に創設認可され、数次の拡張事業を重ねながら市民や観光客の皆さまに安全で安心できる水道水を提供してきました。

まもなく 100 年の節目を迎えますが、将来にわたりライフラインとしての水道の使命を果たしていけるよう、今後の方向性を示した「鳥羽市水道事業ビジョン 2021（案）」を作成しました。

本計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様のご意見等を募集します。

1 作成の経緯

近年の水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水需要や給水収益の低下、昭和 40 年代から 60 年代にかけて市の発展にあわせて整備された管路や施設の老朽化などに伴い、状況は年々厳しくなっています。さらに近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震に備えた対策なども求められています。

また、厚生労働省は、全国で懸念されている同様の課題に対応するため、平成 25 年（2013 年）3 月に、従来の計画を全面的に見直した「新水道ビジョン」を公表し、50 年後、100 年後の水道事業の理想像や取り組みの方向性などが示されました。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度を目標期間としていた従来の「鳥羽市水道ビジョン」を前倒しして見直しを行い、本市の課題に対応していくため、次期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本市の上位計画である「第六次鳥羽市総合計画」の水道についての基本的な方向性と整合を図るとともに、厚生労働省が「新水道ビジョン」を推進するため、全国の水道事業体に策定を求めている「水道事業ビジョン」としても位置付けます。

3 計画の概要

計画の構成は次の 6 章から構成されています。

第 1 章 策定の趣旨・・・策定の目的、計画期間、位置づけ など

第 2 章 水道事業の概要・・・鳥羽市の概要、水道事業の沿革、施設の概要 など

第 3 章 水道事業の現状と課題・・・水需要の動向、現状と課題、これまでの取り組みの評価

第 4 章 基本理念と目標設定・・・基本理念、目標設定

第 5 章 実現方策・・・設定した目標ごとの今後の方向性

第 6 章 フォローアップ・・・目標管理、PDCA サイクル など

4 意見募集期間

令和 3 年 1 月 4 日（月曜日）～令和 3 年 1 月 18 日（月曜日）必着

5 資料の入手・閲覧方法

- ・市ホームページでの閲覧、ダウンロード
- ・資料閲覧場所での閲覧

資料閲覧場所：水道課窓口（市民の森管理棟 2 階）、
市民課窓口（鳥羽市役所西庁舎 1 階）、各連絡所窓口、市立図書館
保健福祉センターひだまり（健康福祉課）、教育委員会
鳥羽マリンターミナル（定期船課）

6 資料一覧

- ・意見を求める対象の資料：「鳥羽市水道事業ビジョン 2021（案）」
- ・「鳥羽市水道事業ビジョン 2021（案）」に対する意見記入用紙

7 意見の提出方法

「鳥羽市水道事業ビジョン 2021（案）」に対する意見記入用紙」に記入し、次の①～④のいずれかの方法でご送付ください。なお、電話によるご意見は受け付けておりません。

- ① 窓口持参：水道課、市民課、各連絡所、市立図書館、健康福祉課、定期船課
- ② 郵送：〒517-0022 鳥羽市大明東町 1 番 6 号 鳥羽市役所水道課 宛
- ③ ファックス：0599-26-5874
- ④ 電子メール：suidou@city.toba.lg.jp

8 意見を提出できるかた

- ・市内に在住、在勤、在学のかた
- ・市内に事務所などを有するかた

9 ご提出いただいたご意見について

- ・いただいたご意見は計画策定の参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見に対しまして個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれに対する本市の考え方を、後日、鳥羽市ホームページで公表いたします。

10 個人情報などの取扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、鳥羽市個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表はいたしません。また、提出意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部は又は一部を公表いたしません。

問合せ先：鳥羽市水道課 電話 0599-26-2780